千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(案)の概要

県では、公共用水域の水質保全のため、工場・事業場の排水に対して、水質汚濁防止法(以下「法」という。)に基づく排水規制に加え、千葉県環境保全条例(以下「条例」という。)による県独自の排水規制を行っています。

条例及び同条例施行規則(以下「規則」という。)では、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設(4種類)を特定施設*としています。これらを設置する工場・事業場について、法と同様に排水基準を定め、排出される水に対し規制を行っており、排水基準は国が定める基準に準じています。

このたび、排水基準を定める省令(以下「省令」という。)が改正され、大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、許容限度が見直されました。

県では、省令改正の趣旨を踏まえ、規則に定める排水基準の改正を検討しています。

1 改正(案)の内容

附則第五項、別表第三及び別表第四に定める「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める とともに、許容限度等を改正しようとするものです。

	現行	改正案
項目	大腸菌群数	大腸菌数
許容限度	日間平均 3,000 個/cm³	日間平均 800 CFU*/mL

※ CFU: コロニー形成単位

2 改正理由

令和6年1月に、法第3条第1項の規定による排水基準を定める省令が一部改正され、より的確にふん便汚染を捉える指標として、大腸菌群数に係る項目が大腸菌数に見直され、同項目に係る許容限度が3,000個/cm³から800CFU/mLに変更されました。

規則では、特定施設を設置する工場・事業場に係る排水基準は省令に準じており、 今回の改正についても省令と同様の改正を行うものです。

3 施行予定日 令和7年4月1日

*特定施設(水質汚濁防止法の特定施設等を除く。)

- 1 油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
 2 ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
 3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。
 イ 牛房施設(牛房の総面積が100㎡以上)
 ロ 馬房施設(馬房の総面積が100㎡以上)
 ハ 鶏舎(鶏の飼養羽数が1,000羽以上)
 4 飲食店等に設置されるちゅう房施設で総床面積が100㎡以上のもの(特定ちゅう房施設)並びに特定ちゅう房施設の排水処理施設
- (注)・排水基準が適用される特定施設は、排水量や水域等によって異なります。
 - ・大腸菌群数の排水基準は、特定施設の3には適用されません。